

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b> <b>1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。	<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b> <b>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> <b>(1) 機動的・効率的な組織運営</b> 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b> <b>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> <b>(1) 機動的・効率的な組織運営</b> 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し、SDGs やESG、DXといった視点を踏まえた確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。	<主要な業務実績> 第4期中期目標期間及び年度計画における所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指すとともに、DX等の新たな政策課題への対応や金融情勢の変化への対応に資する体制を確保すること等を基本方針として、組織の見直しを行った。具体的には、賃貸住宅部門におけるデジタル化の推進や資金調達が多様化の推進等の重点業務へ適切に配置・改編するなどした。	<評定と根拠> II-1-(1)(2)、II-2 評定：B 組織体制の整備に当たっては、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく、事務・事業や組織の点検を行った。結果として、震災復興支援業務の収束に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを実施しており、その一方で、賃貸住宅部門におけるデジタル化の推進や資金調達の多様化の推進等といった業務に重点的に配置するなど、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。	
	<b>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</b> 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。	<b>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</b> 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。	管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。また、研修の実施等により経営管理に対する意識の更なる強化を図った。	管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。		
<b>2. 業務の電子化</b> 政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。	<b>2 業務の電子化</b> 情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。 システムの整備及び管理にあつ	<b>2 業務の電子化</b> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)も踏まえ策定したDX推進方針に基づき、DXを推進する。 情報セキュリティ対策の強化やI	DX推進方針に基づき、全職員のデジタルリテラシー向上を図りつつ、デジタル人材の育成をすべく、DX施策を主体的に推進する職員を「DXプロデューサー」として認定した。また現場発意による各部門のモデルケースにつながるDX施策を進めた。 業務の電子化に係る施策として、以下のとおりシステム導入を図つ	DX推進方針に基づき、デジタル人材の育成やチャレンジを後押しする仕掛けづくり等の各施策を推進し、機構内のDX推進をサポートするための環境を整備した。 システム導入については、保全・点検管理システムを稼働させ(令和4年6月)、システムの整備及び管理に当たっては、「独立行政法人都		

	<p>では、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>	<p>T技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>システムの整備及び管理にあたっては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、システムの適切な整備及び管理を行うとともに、システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備を進める。</p> <p>社会環境の変化を踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステムの導入やRPAの効果的な活用を推進する。</p> <p>BIMの活用を前提とした設計図書の作成等を試行的に実施し、効果的な活用方法等の検証を進める。</p>		<p>た。</p> <p>保全・点検管理システムを稼働させた。（令和4年6月）</p> <p>また、システムの整備及び管理に当たっては、「独立行政法人都市再生機構情報化等管理に関する達」を一部改正し、PMOの設置等の体制整備を開始した。加えてPMOの機能を満たすため、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和4年4月20日最終改定）に基づき手順書を作成した。</p> <p>業務の効率化・生産性の向上のため、令和3年度導入した動画配信機能を用いた研修・情報共有、Teamsのコミュニケーション機能の更なる利活用の促進を図った。また、RPAの効率的な導入・活用のためのガイドラインを策定するとともに、新規導入を進め、RPAの活用を推進した。</p> <p>また、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に基づく施策として、機構ホームページ全ページ検査によって検出された要改修箇所について対応を行った。</p> <p>新築分野については、「集合住宅設計BIMガイドライン」を令和5年3月に策定した。保全分野については、昨年度策定済みの「保全BIMガイドライン」の検証を実施し、業務実態に即したものとするため、更新を行った。</p>	<p>市再生機構情報化等管理に関する達」を一部改正したことで、機構におけるPMO体制について明確化し、加えてPMOに係る手順書を作成したことにより、機構におけるPMOが担うべき役割を整理することができた。</p> <p>令和3年度に刷新した社内ネットワークシステムの導入に伴い、システム利便性が向上したため、今年度においては動画配信機能を用いた研修・情報共有やTeamsのコミュニケーション機能の更なる利活用の促進を図り、業務の効率化及び生産性の向上を実現した。</p> <p>機構ホームページについて、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に沿って、誰もが支障なく利用できるようにするため、ウェブアクセシビリティの対応を行った。</p> <p>RPAの効率的な導入・活用のためのガイドラインの策定により、RPAの活用に向けた社内環境整備は概ね完了し、更なる新規RPAの導入を図った。</p> <p>集合住宅設計においてBIMを進めるため、「契約」・「実務」・「普及」に関する内容をまとめ、発注者及び設計者双方が活用出来る集合住宅設計BIMガイドラインを策定し、効果的な活用方法等の検証を進めた。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	
--	---	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (計画値)	▲3%以上	—	—	—	—	—	▲3%以上	—
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (実績値)	—	—	▲3.87%	▲0.09%	+21.09%	+24.55%	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>3. 適切な事業リスクの管理等</b> <b>(1) 事業リスクの管理</b> 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	<b>3 適切な事業リスクの管理等</b> <b>(1) 事業リスクの管理</b> 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	<b>3 適切な事業リスクの管理等</b> <b>(1) 事業リスクの管理</b> 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績> ① 新規事業着手段階の14地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。 ② 事業実施段階のすべての地区（令和4年4月1日時点：178地区）について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、64地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価3件、再評価6件、事後評価1件を実施した。 再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、機構ホームページ掲載等により公表した。	<評定と根拠> II-3-(1)(2)、II-4 評定：B 新規事業着手段階の14地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 また、事業実施段階の178地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、64地区で見直しを実施した。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価3件、再評価6件、事後評価1件を実施した。 うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、機構ホームページ掲載等により公表した。 一般管理費については、施設の整備等の一時的に増加する経費を除き、平成30年度同水準以下となるよう、第4期中期目標期間の目標達	
<b>(2) 事業評価の実施</b> 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。	<b>(2) 事業評価の実施</b> 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。	<b>(2) 事業評価の実施</b> 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。				
<b>4. 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努	<b>4 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努	<b>4 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）については、中期計画に掲げ	<評価の視点> ・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト縮減等を行っているか。	一般管理費については、施設の整備等の一時的に増加する経費を除き、平成30年度同水準以下となるよう、第4期中期目標期間の目標達		

<p>め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。</p> <p>事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>た目標の達成に向けた効率化に努める。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>		<p>成に向け、効率化に努めた。</p> <p>また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、調達・コスト最適化を目指し、コスト構造の改善をより一層推進するため、下記の施策を実施し、令和4年度1,195億円分の工事調達を行った。</p> <p>① 市場や調達環境の分析 市場動向調査による適正コストの把握や契約実績の分析による調達の現状把握を行い、調達・コスト最適化に係る施策を評価するとともに、工事費の将来予測について全社的に発信した。</p> <p>② 入札契約方式の見直し・新たな制度の導入・調達方法の最適化 入札不調・不落を回避し、適正なコストでの工事等調達を行うため、難度の高い工事への技術提案・交渉方式の試行導入促進を継続した。</p> <p>最適な施工計画や発注規模を判断し、円滑な工事調達を行うため、建設事業者に対して公正にヒアリングを行うためのガイドラインを策定し、活用した。</p> <p>品確法に基づく発注平準化や応札勧奨に資する施策の一環として、従来の工事発注見通し公表（当年度・翌年度）に加え、工事の中長期的な見通し公表を試行した。</p> <p>③ 発注の効率化等 機構職員の事務手続きを軽減するため、保全工事発注における公募資料等の自動作成プログラムを試行導入した。</p>	<p>成に向けた効率化に努めた。</p> <p>また、事業費については、市場動向調査や調達環境の分析のほか、働き方改革等社会情勢の変化を踏まえ、入札契約方式の見直し、新たな制度の導入に係る施策としては、技術提案・交渉方式の試行導入継続や事業者に対するヒアリングガイドラインの策定・活用、中長期的工事見通し公表の試行等、発注の効率化に係る施策としては、保全工事発注における公募資料の自動作成プログラム試行導入等、機構職員及び事業者の事務手続軽減を図り、調達・コスト構造の改善に資する施策を推進した。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>
--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度（困難度）	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>5. 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p><b>5 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p><b>5 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。また、働き方改革を推進する観点から入札及び契約手続の改善を進める。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。</li> <li>・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。</li> </ul> <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和4年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策や調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた電子契約の試行導入等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価に当たって、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施</p> <p>監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; II-5</p> <p>評定：B</p> <p>談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。</p> <p>「令和4年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策や調達コストの最適化及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた電子契約の試行導入等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の策定及び自己評価に当たっては、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画と同等の成果をあげた点を考慮し、B評定とする。</p>	

4. その他参考情報

無し